

越前市こどもの幸福条例のポイント

市こども条例全部改正の趣旨

令和5年4月施行された「こども基本法」の基本理念を越前市子ども条例に反映させる。
条例施行から10年が経過したことで、社会の状況が変化したため、それに対応した文言の見直しを行う。
※こども基本法は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり制定されている。

改正のポイント

1 条例の名称の変更

条例の目的である将来にわたり全てのこどもが幸せを実感できる社会の実現を広く市民に認知してもらうため、条例の名称を「**こどもの幸福条例**」に変更する。

2 「こども」の定義の見直し

「こども」：18歳という年齢で明確に区切らず、**心と身体の成長の過程にある者**とし、表記を「子ども」から「こども」に改める。

3 こども基本法の6つの基本理念の反映

- ① すべてのこどもが大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと（**差別の禁止**）
- ② すべてのこどもが大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られること、平等に教育を受けられること（**生命、生存及び発達に関する権利**）
- ③ すべてのこどもが、年齢や成長の程度に合わせて、自分に直接関係することに**意見や思い、考えを表し**、様々な活動に参加できること（**こどもの意見(View(s))※の尊重**）
- ④ すべてのこどもの意見が年齢や成長の程度に合わせて、大事にされ、こどもの今とこれからにとって一番よいことが優先して考えられること（**こどもの最善の利益**）
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、子育てをしている家庭のサポートが十分に行われること、**養育に問題のあるこどもやヤングケアラーなど**、家庭で育つのが難しいこどもに家庭と同じような環境が用意されること
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること
※View(s)：児童の権利に関する条約の原文では、View(s)は「思い、考え、意見」を含めて幅広いものと考えられている。

4 こどもの権利が守られていない時の相談

条例の実効性を高め、こどもの権利の侵害に関する相談を受けるため、こども自身がアクセスできるよう**多様な相談の場を作り**、関係機関や関係団体と互いに連絡し協力し合えるよう、必要となる条文を整備する。

5 改正の形式について

こども・若者にも親しみしやすくするため、改正後も、敬体（です・ます調）をそのままとする。

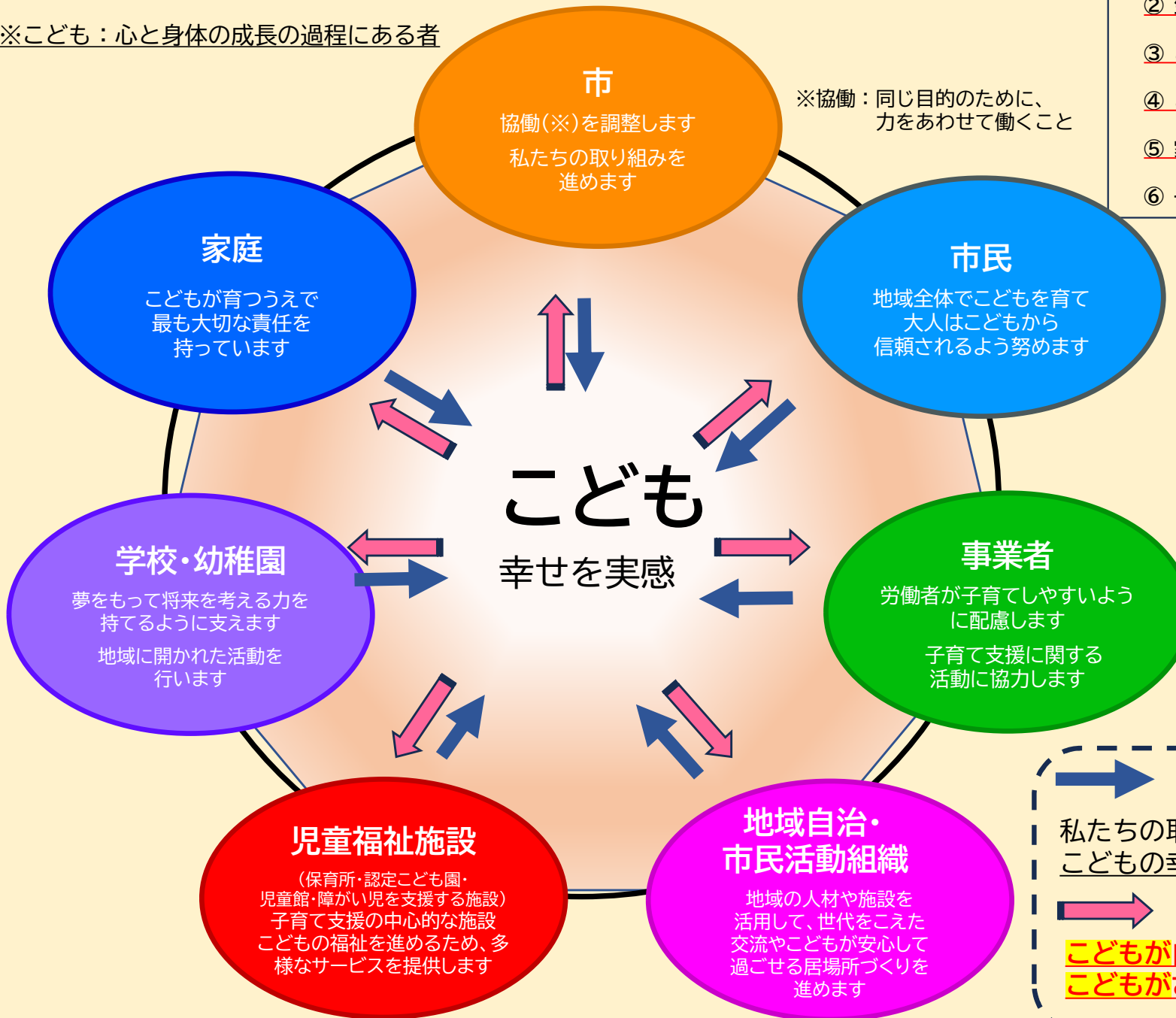
施行日

令和7年4月1日

改正条例の【役割】

～こども（※）の「ために」からこどもと「ともに」～

※こども：心と身体の成長の過程にある者



こども基本法の6つの基本理念

- ① 差別の禁止
- ② 生命、生存及び発達に関する権利
- ③ こどもの意見 (View(S)) の尊重
- ④ こどもの最善の利益
- ⑤ 家庭で愛情をもって育てられる権利
- ⑥ 子育てを楽しめる社会環境で育つ権利

特に大切なこどもの権利

私たちの取組を実行し、すべての
こどもの幸せを実現するための支援

こどもが自分の意見を言える
こどもがさまざまな活動に参画できる